

豪雨対策のさらなる推進を求める意見書

近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化する中、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化が求められている。

このような中、本市においても流域治水の考え方にに基づき国県市が連携して一定の取組を進めているものの、国直轄河川である庄内川では、枇杷島地区狭窄部における特定構造物改築事業に関し、一部の橋梁の架け替えについて事業者間の調整に時間を要し、着工時期すらいまだ見通せない状況にある。

また、国直轄河川のみならず、地方公共団体が管理する河川の改修事業や下水道の浸水対策事業も推進し、災害に強いまちづくりを着実に進めていく必要がある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、豪雨対策のさらなる推進のため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 庄内川の枇杷島地区狭窄部における橋梁の架け替えをはじめ、治水上重要な国直轄河川における一層の整備の推進を図ること。
- 2 地方公共団体が管理する河川の改修事業や下水道の浸水対策事業を着実に推進するため、必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月27日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
国土交通大臣		